

深夜酒類提供飲食店営業届出必要書類等

(個人用)

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 開始届出書	1	別記様式第47号
○ 営業の方法を記載した書類	1	別記様式第48号
○ 営業所の平面図	1	記載例参照
※ 飲食店営業の許可証 (コピー)	1	保健所の許可証の写し (名義・有効期間要確認)
※ 用途地域の証明書等	1	市(区)役所、町役場等(一部 インターネット)で入手可
※ 賃貸契約書の写し等	1	
○ 住民票の写し	1	本籍(国籍)記載のもの 個人番号の記載がないもの

※1 営業を開始する10日前までに届出をしなければなりません。

※2 住民票の写しは、3月以内に発行を受けたものを提出してください。

※3 都市計画法で定める第1種低層住居専用地域等の住居系地域では、営業が出来ませんので充分確認をしてください。

○ 接待行為を行う場合は風俗営業に該当し、許可が必要となります。

○ 構造設備の技術上の基準を遵守する必要があります。

- ・ 客室の床面積は1室の床面積を9.5㎡以上とすること(1室のみの場合を除く。)
- ・ 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと
- ・ 照度が20ルクス以下とならないようにすること

など

○ 従業員名簿の備付け

・ 営業所ごとに従業者名簿の備付けが必要です。

・ 接客従業者の従業者名簿には、「国籍」「生年月日」「外国人の場合は在留資格等」を確認した記録(書類)のコピーを綴っておく必要があります。

※ 一般的には、「本籍(国籍)入りの住民票の写し(コピー) + 運転免許証のコピー」が添付されています。

○ 届出事項が変更となった場合、営業をやめた場合は届出が必要です。